GRI スタンダード／
国連グローバル・コンパクト（GC）対照表

ご参考：SASB スタンダード対照表につきましては、こちらをご覧ください。

利用に関する声明	富士通株式会社は、GRI スタンダードを参照し、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間について、本 GRI 内容索引に記載した情報を報告する。
利用した GRI 1	GRI 1： 基礎 2021

GRI Standards 一般標準開示項目		掲載箇所（タイトル）	国連 GC 原則
GRI 2：一般開示事項 2021			
1. 組織と報告実務			
2-1	組織の詳細 a. 正式名称を報告する b. 組織の所有形態と法人格を報告する c. 本社の所在地を報告する d. 事業展開している国を報告する	◆コーポレートガバナンス ◆富士通グループ概要 【参考】WEB（Worldwide）	–
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体 a. サステナビリティ報告の対象となる事業体をすべて一覧表示する b. 組織に監査済みの連結財務諸表や公的機関に提出した財務情報があるときは、財務報告の対象となる事業体のリストとサステナビリティ報告の対象となる事業体のリストとの相違点を明記する c. 組織が複数の事業体から成るときは、情報をまとめるために用いた手法について、以下の点を含め説明する i. 当該手法において、少数株主持分に係る情報の調整を行っているか ii. 当該手法において、事業体の全部もしくは一部の合併、買収、処分についてどのように考慮しているか iii. 本スタンダードに記載されている開示事項や マテリアルな項目の開示で、手法が異なるか、また異なる場合はその相違	◆サステナビリティ報告に関する考え方	–
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先 a. サステナビリティ報告の報告期間と報告頻度を記載する b. 財務報告の報告期間を明示し、サステナビリティ報告の期間と一致しない際はその理由を説明する c. 報告書または報告される情報の公開日を記載する d. 報告書または報告される情報に関する問い合わせ窓口を明記する	◆サステナビリティ報告に関する考え方	–
2-4	情報の修正・訂正記述 a. 過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正記述について報告し、次のことを説明する i. 修正・訂正記述の理由 ii. 修正・訂正記述の影響	◆社会・ガバナンスデータ ◆サステナビリティ報告に関する考え方	–
2-5	外部保証 a. 外部保証を得るための組織の方針と実務慣行を記載する。これには、最高ガバナンス機関および 上級経営幹部の関与の有無とその内容も含める b. 組織のサステナビリティ報告が外部保証を受けているときには、	◆第三者保証報告書	–

	i. 外部保証報告書や独立保証声明書へのリンクや参照先を記載する ii. 外部保証により保証される事項とその根拠を記載する。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項を含める iii. 組織と保証提供者の関係を記載する		
2.活動と労働者			
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係 a. 事業を展開するセクターを報告する b. 自らのバリューチェーンを、次の事項を含めて記載する i. 組織の活動、製品、サービスおよび事業を展開する市場 ii. 組織のサプライチェーン iii. 組織の下流に位置する事業体とその活動 c. その他の関連する取引関係を報告する d. 前報告期間からの 2-6-a、2-6-b、2-6-c の重大な変化を記載する	◆富士通グループ概要	–
2-7	従業員 a. 従業員の総数と性別・地域別の内訳を報告する b. 以下の総数を報告する i. 終身雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 ii. 有期雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iii. 労働時間無保証の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iv. フルタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 v. パートタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 c. データの編集に使用した方法と前提条件を記載する（報告された数値が次のいずれに該当するかを含む） i. 実数、フルタイム当量（FTE）、あるいは別の方法 ii. 報告期間終了時点の数値、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 d. 2-7-a および 2-7-b で報告されたデータを理解するために必要な背景情報を報告する e. 報告期間中および他の報告期間からの従業員数の重要な変動を記載する	◆社会・ガバナンスデータ	–
2-8	従業員以外の労働者 a. 従業員以外の労働者で、当該組織によって業務が管理されている者の総数を報告し、次の事項を記載する i. 最も多い労働者の種類と組織との契約関係 ii. その労働者が従事する業務の種類 b. データ集計に使用した方法と前提条件を記載する。従業員以外の労働者数が報告されているかどうかも記載する i. 実数、フルタイム当量（FTE）、または別の方法 ii. 報告期間終了時点の数値、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 c. 報告期間中および他の報告期間からの、従業員以外の労働者数の重大な変動を記載する	◆社会・ガバナンスデータ	–
3.ガバナンス			
2-9	ガバナンス構造と構成 a. 最高ガバナンス機関の委員会を含む、ガバナンス構造を説明する b. 経済、環境、人々に与える組織のインパクトのマネジメントに関する意思決定およびその監督に責任を負う最高ガバナンス機関の委員会を一覧表示する c. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成について、以下の項目別に記載する i. 業務執行取締役および非業務執行取締役の構成 ii. 独立性	◆コーポレートガバナンス報告書	–

	iii. ガバナンス機関のメンバーの任期 iv. メンバーが担う他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. 性別 vi. 発言権が低いグループ vii. 組織のインパクトと関連する能力・力量（コンピテンシー） viii. ステークホルダーの代表		
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出 a. 最高ガバナンス機関 およびその委員会のメンバーを指名・選出するプロセスを記載する b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名・選出に使用される基準を記載する（以下が考慮されるかどうか、どのように考慮されるかを含む） i. ステークホルダー（株主を含む）の意見 ii. 多様性 iii. 独立性 iv. 組織のインパクトに関連する能力・力量（コンピテンシー）	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-11	最高ガバナンス機関の議長 a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の上級経営幹部を兼ねているかどうかを報告する b. 議長が上級経営幹部を兼任している場合は、組織の経営における機能と、そのような人事の理由、および 利益相反 防止とそのリスクを軽減する方法について説明する	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割 a. 持続可能な発展 に関わる組織のパーパス、価値観もしくはミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関 と上級経営幹部 が果たす役割を記載する b. 経済、環境、人々に与えるインパクトを特定し、マネジメントするために組織が行うデュー・ディリジェンスやその他のプロセスの監督における最高ガバナンス機関の役割について、以下の点を含め記載する i. これらのプロセスを支援するため、最高ガバナンス機関はステークホルダーとエンゲージメントを行っているか、またどのように行っているか ii. 最高ガバナンス機関は、これらのプロセスの成果をどのように考慮しているか c. 2-12-b に記載されているプロセスの有効性のレビューにおいて、最高ガバナンス機関が果たす役割について説明し、レビューを行う頻度を報告する	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲 a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトをマネジメントする責任を最高ガバナンス機関がどのように移譲しているかについて、以下の点を含め記載する i. インパクトのマネジメントにおける責任者として 上級経営幹部を任命しているか ii. インパクトのマネジメントに関する責任をその他の 従業員に移譲しているか b. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントについて、上級経営幹部またはその他の従業員が最高ガバナンス機関に報告するプロセスと頻度を記載する	◆富士通グループのサステナビリティ経営	–
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割 a. マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する上で最高ガバナンス機関が責任を負っているかどうかを報告し、責任を負っているなら、当該情報のレビューおよび承認のプロセスについて説明する b. 最高ガバナンス機関が、マテリアルな項目を含む報告内容の情報	◆コーポレートガバナンス報告書 ◆富士通グループのサステナビリティ経営	–

	をレビューし承認する責任を負っていないなら、その理由を説明する		
2-15	利益相反 a. 利益相反の防止および軽減のために最高ガバナンス機関が行っているプロセスについて説明する b. 利益相反について、少なくとも以下に関するものを含め、ステークホルダーに開示しているかどうかを報告する i. 取締役会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者、関連当事者間の関係、取引、および未納残高	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-16	重大な懸念事項の伝達 a. 最高ガバナンス機関に重大な懸念事項が伝達されているか、またどのように伝達されているかを説明する b. 報告期間中に最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数および性質を報告する	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-17	最高ガバナンス機関の集合的知見 a. 持続可能な発展に関する最高ガバナンス機関の集合的知見、スキル、ならびに経験を向上させるために実施した施策について報告する	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価 a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントを監督する 最高ガバナンス機関のパフォーマンスを評価するためのプロセスについて説明する b. 当該評価の独立性が確保されているか、また評価の頻度について報告する c. 最高ガバナンス機関の構成や組織の実務慣行における変化など、当該評価を受けて実施された施策について説明する	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-19	報酬方針 a. 最高ガバナンス機関のメンバーおよび上級経営幹部に対する報酬方針について、以下の点を含め説明する i. 固定報酬と変動報酬 ii. 契約金または採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付 b. 最高ガバナンス機関のメンバーと上級経営幹部に対する報酬方針が、経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントに関する目標やパフォーマンスとどのように関連しているかについて説明する	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-20	報酬の決定プロセス a. 報酬方針の策定および報酬の決定プロセスについて、以下を含め説明する i. 独立した最高ガバナンス機関のメンバーまたは独立した報酬委員会が報酬の決定プロセスを監督しているか ii. 報酬に関して、ステークホルダー（株主を含む）の意見をどのように求め、考慮しているか iii. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか。関与しているなら、報酬コンサルタントは当該組織、その最高ガバナンス機関および上級経営幹部から独立しているか iv. 報酬に関する方針や提案に対するステークホルダー（株主を含む）の投票結果を報告する（該当する場合）	◆コーポレートガバナンス報告書	–
2-21	年間報酬総額の比率 a. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値を比	◆有価証券報告書	–

	べた比率を報告する b. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比率を報告する c. データおよびその集計方法について理解するために必要な背景情報を報告する		
4. 戦略、方針、実務慣行			
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明 a. 組織と持続可能な発展の関連性、および持続可能な発展に寄与するための組織の戦略に関する最高ガバナンス機関 または最上位の上級経営幹部の声明について報告する	◆トップメッセージ ◆富士通グループのサステナビリティ経営	–
2-23	方針声明 a. 責任ある企業行動のための方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明で参照した国際機関による発行文書 ii. 声明でデュー・ディリジェンスの実施を規定しているか iii. 声明で予防原則の適用を規定しているか iv. 声明で人権の尊重を規定しているか b. 人権尊重に特化した方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明が対象とした国際的に認められた人権 ii. 危険にさらされているグループや社会的弱者など、声明の中で組織が特別な注意を払っているステークホルダーのカテゴリー c. 方針声明が公開されているならリンクを記載し、公開されていないときはその理由を説明する d. 各方針声明が組織内のどの経営層で承認されているかについて、それが最上位の経営層かどうかを含め報告する e. 方針声明が、組織の活動および取引関係にどの程度適用されているかを報告する f. 方針声明について、労働者、ビジネスパートナーおよびその他の関連当事者にどのように伝えられているかを説明する	◆富士通グループのサステナビリティ経営 ◆富士通グループ人権ステートメント	–
2-24	方針声明の実践 a. 責任ある企業行動のための各方針声明を組織の活動および取引関係全体でどのように実践しているかについて、以下の点を含め説明する i. 組織内のさまざまな階層にわたり、声明を実行する責任がどのように割り当てられているか ii. 組織の戦略、事業方針、業務手順に声明がどのように組み込まれているか iii. 取引関係にある事業体とともに、またそれらを通じて、声明をどのように実行しているか iv. 声明の実行に関して行っている研修	◆サプライチェーン	–
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス a. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するコミットメントについて説明する b. 組織が構築、あるいは参加している苦情処理メカニズムなど、苦情 を特定して、対処するための手法について説明する c. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するその他のプロセスについて説明する d. 苦情処理メカニズムの想定利用者である ステークホルダー が、苦情処理メカニズムの設計、レビュー、運用および改善にどのように関わっているかを説明する e. 苦情処理メカニズムやその他の是正プロセスの有効性をどのように追跡しているかを説明する。また、ステークホルダーからのフィードバックを含め、その有効性を示す事例を報告する	◆人権	–

2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度 a. 個人が以下を行うための制度を記載する i. 責任ある企業行動のための組織の方針および慣行の実施に関する助言を求める ii. 組織の企業行動に関する懸念を提起する	◆コンプライアンス	–
2-27	法規制遵守 a. 報告期間中に発生した重大な法規制違反の総件数を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 罰金・課徴金が発生した事案 ii. 金銭的制裁以外の制裁措置が発生した事案 b. 報告期間中の法規制違反に対して科された罰金・課徴金の総件数および総額を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 当該報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 ii. 過去の報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 c. 重大な違反事例を記載する d. 重大な違反に該当することを、どのように確定したかを記載する	◆コンプライアンス	–
2-28	会員資格を持つ団体 a. 業界団体。その他の会員制団体、国内外の提言機関のうち、当該組織が重要な役割を担うものを報告する	◆国連グローバル・コンパクト	–
5. ステークホルダー・エンゲージメント			
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ a. ステークホルダーとのエンゲージメントへのアプローチを、以下の事項を含めて記載する i. エンゲージメントを行うステークホルダーのカテゴリー、およびその特定方法 ii. ステークホルダー・エンゲージメントの目的 iii. ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確かなものとするためにどのように取り組んでいるか	◆富士通グループのサステナビリティ経営 ◆ステークホルダーエンゲージメント ◆ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン ◆サプライチェーン	1～10
2-30	労働協約 a. 労働協約の対象となる全従業員の割合を報告する b. 労働協約の対象ではない従業員について、その労働条件および雇用条件を設定するにあたり、組織の他の従業員を対象とする労働協約に基づいているか、あるいは他の組織の労働協約に基づいているかを報告する	◆Social Well-being	1,9

GRI 3：マテリアルな項目 2021			
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス a. マテリアルな項目の決定プロセスについて、以下の項目を含め、記載する i. 組織の活動および取引関係全般において、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在的・潜在的、およびプラス・マイナスのインパクトをどのように特定したか ii. 報告するにあたり、著しさに基づきどのようにインパクトの優先順位付けを行ったか b. マテリアルな項目を決定するプロセスで意見を求めたステークホルダーや専門家を明記する	◆マテリアリティ	–
3-2	マテリアルな項目のリスト a. 組織のマテリアルな項目を一覧表示する b. マテリアルな項目のリストについて、前報告期間 からの変更点を報告する	◆マテリアリティ	–
3-3	マテリアルな項目のマネジメント a. 経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化した、ある	◆マテリアリティ	–

	いは潜在的なプラス・マイナスのインパクトを記載する b. 組織が自らの活動を通じて、あるいは取引関係の結果としてマイナスのインパクトに関係しているかどうかを報告し、その活動または取引関係を記載する c. マテリアルな項目に関する組織の方針またはコミットメントを記載する d. 当該項目および関連するインパクトのマネジメントを行うために講じた措置を、次の事項を含めて記載する i. 潜在的なマイナスのインパクトを防止あるいは軽減するための措置 ii. 顕在化したマイナスのインパクトに対処するための措置。それらのインパクトの是正措置 の提供、または是正に協力する措置を含む iii. 顕在化した、あるいは潜在的なプラスのインパクトのマネジメントを行うための措置 e. 講じた措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する i. 措置の有効性を追跡するプロセス ii. 進捗状況を評価するための目標、ターゲット、および指標 iii. 目標およびターゲットの進捗状況を含む、措置の有効性 iv. 得た教訓、ならびにそれらの教訓をどのように組織の事業方針および手順に組み込んだか f. 講じた措置の決定（3-3-d）または措置の有効性の評価（3-3-e）で、ステークホルダーとのエンゲージメントがどのように反映されたかを記載する		

GRI 101：生物多様性 2024			
101-1	生物多様性の損失を止め、反転させるための方針 a. 生物多様性の損失を止め、反転させるための方針やコミットメント、ならびにそれらに「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の２０５０年ゴールおよび２０３０年ターゲットがどのように反映されているかについて記載する b. ここれらの方針やコミットメントが組織の活動内容および取引関係のどの範囲まで適用されているかを報告する c. 生物多様性の損失を止め、反転させるための目標およびターゲット、それらに科学的合意が反映されているかどうか、基準年、ならびに進捗状況の評価に用いる指標を報告する	◆自然共生(生物多様性の保全) ◆自然共生(生物多様性の保全) ◆環境リスクへの対応	－
101-2	生物多様性へのインパクトの管理 a. 以下を説明して、ミティゲーション・ヒエラルキーをどのように適用しているかについて報告する i. 生物多様性へのマイナスのインパクトを回避するための措置 ii. 回避できなかった生物多様性へのマイナスのインパクトを最小化するための措置 iii. 影響を受けた生態系の復元と回復のための措置（復元・回復の目標、ならびに復元・回復措置全体を通してステークホルダーがどのように関与しているかを含む） iv. 他の措置を実施した後も残る生物多様性へのマイナスのインパクト（残存インパクト）をオフセットするための措置 v. 実施された変革に向けた措置および追加的な保全措置 b. 101-2-a-iii を参照して、生物多様性に最も著しいインパクトを与える各拠点について次の事項を報告する i. 復元または回復の途中にある区域の面積（ヘクタール） ii. 復元または回復が完了した区域の面積（ヘクタール） c. 101-2-a-iv を参照して、各オフセット措置について次の事項	◆自然共生(生物多様性の保全) ◆自然共生(生物多様性の保全) ◆TNFD 提言に基づく情報開示	-

	を報告する i. 目標 ii. 所在地 iii. オフセット措置の優良慣行の原則を適用しているかどうか、ならびにその方法 iv. オフセットが第三者による認証または検証を受けているかどうか、ならびにその方法 d. 生物多様性に最も著しいインパクトを与える拠点のうち、生物多様性管理計画がある拠点を列挙し、その他の拠点に管理計画がない理由を説明する e. 生物多様性および気候変動のインパクトを管理するために実施しているそれぞれの措置による相乗効果を高め、トレードオフを軽減する方法を記載する		
101-3	アクセスと利益配分 a. アクセスと利益配分（ABS）に関する規制と対策を確実に遵守するためのプロセスを記載する b. 法的義務に加えて、あるいは規制や対策がない場合に、アクセスと利益配分を推進するための自発的措置について記載する	–	–
101-4	生物多様性へのインパクトの特定 a. 生物多様性に対し最も著しいインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を与える拠点やサプライチェーン上の製品・サービスを特定する方法を説明する	◆自然共生(生物多様性の保全) ◆TNFD 提言に基づく情報開示	–
101-5	生物多様性へのインパクトを伴う場所 a. 生物多様性に最も著しいインパクトを与える拠点の所在地と面積（ヘクタール）を報告する b. 101-5-a で報告された各拠点について、生態学的に影響を受けやすい地域やその近くにあるかどうか、これらの地域までの距離、およびそれらが以下に該当するかどうかを報告する i. 生物多様性にとって重要な地域 ii. 生態系の十全性が高い地域 iii. 生態系の十全性が急速に低下している地域 iv. 物理的水リスクが高い地域 v. 先住民族や地域コミュニティ、その他のステークホルダーに生態系サービスによる便益をもたらすうえで重要な地域 c. 101-5-a で報告された各拠点で実施する活動を報告する d. 生物多様性に最も著しいインパクトを与えるサプライチェーンの製品やサービス、およびこれらの製品やサービスに関連する活動が行われる国や管轄区域を報告する	◆自然共生(生物多様性の保全) ◆自然共生(生物多様性の保全) ◆TNFD 提言に基づく情報開示	–
101-6	生物多様性の損失の直接的な要因 a. 組織の活動が土地や海域の利用変化につながる、あるいはつながる可能性があると 101-5-a で報告された各拠点について、以下を報告する i. カットオフ日または基準日以降に転換された自然生態系の面積（ヘクタール）、カットオフ日または基準日、および転換前後の生態系の種類域 ii. 報告期間中に、集約的に利用されている生態系または改変された生態系が別の生態系に転換された土地と海域の面積（ヘクタール）、および転換前後の生態系の種類 b. 組織の活動が自然資源の搾取につながる、あるいはつながる可能性があると 101-5-a で報告された各拠点について、以下を報告する	◆自然共生(生物多様性の保全) ◆TNFD 提言に基づく情報開示	–

	i. 採捕された各野生種の量、種類、絶滅リスク ii. 取水量および水消費量（単位：千ｋL） c. 組織の活動が汚染につながる、あるいはつながる可能性があると 101-5-a で報告された各拠点について、発生した各汚染物質の量と種類を報告する d. 101-5-a で報告された組織の活動が侵略的外来種の導入につながる、またはつながる可能性のある各拠点について、侵略的外来種がどのように導入されているか、あるいは導入される可能性があるかを記載する e. 101-5-d で報告されたサプライチェーン内の各製品・サービスについて、101-6-a、101-6-b、101-6-c、101-6-d で要求される情報を、国または管轄区域ごとに内訳を付して報告する f. どのようにデータが作成されたかを理解するのに必要な背景情報を報告する（例：適用した基準、方法論、前提条件）		
101-7	生物多様性の状態の変化 a. 101-5-a で報告された各拠点について、影響を受けた、またはその可能性がある生態系に関する以下の情報を報告する i. 基準年における生態系の種類 ii. 基準年における生態系の面積（単位：ヘクタール） iii. 基準年および当該報告期間における生態系の状態 b. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な背景情報（適用した基準、方法論、前提条件を含む）を報告する	◆自然共生(生物多様性の保全)	－
101-8	生態系サービス a. 101-5-a で報告された各拠点について、組織の活動によって影響を受ける、あるいは受ける可能性のある生態系サービスおよび受益者を記載する b. 生態系サービスおよび受益者が、組織の活動によって受けている、あるいは受ける可能性のある影響を説明する	－	－
GRI 102：気候変動 2025			
102-1	気候変動緩和のための移行計画 a. 気候変動を緩和するための政策や行動を含む移行計画を説明する; b. 移行計画が、地球温暖化を 1.5°C に制限するために必要な地球規模の取り組みに関する最新の科学的証拠とどのように整合しているかを説明する。これには、使用された気候変動関連のシナリオの出所、移行計画の策定に使用された方法論と仮定が含まれる; c. 移行計画の実施によって生じた支出総額を金銭的価値および報告期間に生じた支出総額の割合として報告する; d. 移行計画の監督と実施に責任を負う統治機関または個々の役割とその責任を報告する; e. 移行計画が事業戦略にどのように組み込まれているかを説明する; f. 移行計画を達成するための目標とそれに向けた進捗状況を以下を含めて報告する。 i. Disclosure 102-4 で報告された GHG 排出削減目標; ii. 化石燃料を段階的に廃止するための目標、基準年、目標を設定するために使用される基準、方法論、前提条件; iii. その他の気候変動緩和目標、それらがどのように設定されたか、対象となるもの、基準年、移行計画におけるそ	◆環境リスクへの対応 ◆TCFD に基づく情報開示 ◆富士通グループ気候移行計画	－

	れらの役割; g. 移行計画が公正な移行原則とどのように整合しているか、および利害関係者との関与がその開発と実施にどのように影響するかを説明する; h. 移行計画の実施による人と環境への影響と、それを管理するために取られた措置を記述する。これには以下が含まれる。 i. 労働者、地域社会、先住民族; ii. 生物多様性 i. ロビー活動を含む公共政策活動が移行計画とどのように整合しているかを説明する; j. 移行計画がない場合には、移行計画が存在しない理由を説明し、移行計画を策定するために取られている手順と予想される期間を説明する。		
102-2	気候変動適応計画 a. 気候変動に関連するリスクと機会に伴う人と環境への影響と、それらが適応計画の策定においてどのように考慮されたかを説明する; b. 以下を含む適応計画を記述する。 i. 気候変動に適応するための政策と行動; ii. 使用された気候変動関連シナリオの出所、シナリオに含まれる気温予測、適応計画の策定に使用された方法論と仮定; iii. 適応計画の実施によって生じた金銭的価値としての支出総額および報告期間に生じた支出総額の割合; iv. 適応計画の監督と実施に責任を負う統治機関または個々の役割とその責任; v. 適応計画の達成目標とその進捗状況; vi. 適応計画が公正な移行原則とどのように整合しているか、利害関係者との関与がその策定と実施にどのように影響するか; c. 適応計画の実施による人と環境への影響と、それを管理するために取られた行動を記述する。これには以下のものが含まれる。 i. 労働者、地域社会、先住民族; ii. 生物多様性; d. 適応計画がない場合には、適応計画が存在しない理由を説明し、適応計画を策定するために取られている手順と予想される時間枠を記述する。	◆環境リスクへの対応 ◆TCFD に基づく情報開示 ◆富士通グループ気候移行計画	–
102-3	公平な移行 a. 採用した新規従業員の総数とその内訳を次の項目別に報告する。 i. 性別; ii. 従業員タイプ別; b. 解雇された従業員の総数とその内訳を次のように報告する。 i. 性別; ii. 従業員タイプ別; c. 再配置された従業員の総数とその内訳を次の項目別に報告します。 i. 性別; ii. 従業員タイプ別; d. スキルアップおよび再教育のための研修を受けた従業員の総数、およびこの総数の内訳を次の項目別に報告する。 i. 性別; ii. 従業員タイプ別; e. 採用された従業員以外の新規労働者の総数とその男女別	◆社会・ガバナンスデータ	–

	内訳を報告する; f. 解雇された従業員以外の労働者の総数とその男女別内訳を報告する; g. 102-3-a 及び 102-3-e に基づいて報告された労働者について、基礎賃金が推定生計費以上である新規雇用者の総数及び割合を報告し、基礎賃金と推定生計費との間のギャップに対処するためにとられた措置又は約束を記述する。 h. 組織が地域社会や先住民族に影響を与える活動の場所を列挙する; i. 102-3-h に記載されている事業所のうち、影響を受ける、または影響を受ける可能性のある地域コミュニティまたは先住民族との間で、彼らの利益を保護するための合意に達した事業所の割合を報告する; j. 102-3 に基づいて報告されたデータを理解するために必要な文脈情報を報告し、データを集計するために使用した方法論と仮定を、数値が報告されているかどうかを含めて記述する。 i. 人数、フルタイム換算 (FTE)、または他の方法を使用して; ii. 報告期間の終わりに、報告期間全体の平均として、または別の方法を使用して		
102-4	GHG 排出削減目標と進捗状況 a. スコープ1、スコープ2、スコープ3の短期、中期、長期のGHG総排出削減目標を、CO_2 換算のメートルトンで、基準年の排出量に対する割合として報告する。 i. スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 総排出削減目標が個別に報告されている場合、またはスコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量が合算されている場合; ii. スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 総排出削減目標は、開示 102-5 および 102-6 で報告されたスコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 総排出量を対象とする。 iii. GHG 除去量、GHG 取引量、GHG 排出回避量は除く; b. GHG 総排出量削減目標ごとに、生物起源の CO_2 排出量が目標に含まれているかどうかを報告する; c. 各スコープ 2 GHG 総排出削減目標について、目標が場所ベースの方法を使用しているか、市場ベースの方法を使用しているかを報告する; d. スコープ 3 の GHG 総排出量削減目標ごとに、目標がカバーするスコープ 3 のカテゴリーを列挙する; e. GHG総排出量削減目標ごとに、目標でカバーされるガスを報告する; f. 温室効果ガス総排出量削減目標が、地球温暖化を 1.5°C に抑えるために必要な努力に関する最新の科学的証拠とどのように整合しているかを説明する; g. GHG 総排出量削減目標改定方針を示す; h. 各 GHG 総排出削減目標について、以下を含む基準年を報告する。 i. それを選んだ理由; ii. 基準年排出量 CO_2 換算トン; iii. 基準年排出量の再計算のきっかけとなった排出量の著しい変化の背景; iv. 基準年排出量が再計算される場合は、以前に報告された基準年排出量; i. インベントリ法を用いて、各 GHG 総排出量削減目標に対する進捗状況を CO_2 換算トンで、基準年排出量に対する割合として報告する; j. 各 GHG 総排出量削減目標について、目標に向けた進捗がどのように達成されたか、およびそれが以下によるものであるかど	◆環境ビジョン ◆TCFD に基づく情報開示 ◆環境目標 ◆地球温暖化防止	–

	うかを説明する。 i. 組織のイニシアティブの結果としての削減;または ii。その他の要因; k. 使用した基準、方法論、仮定、計算ツールを報告する。		
102-5	スコープ 1 GHG 排出量 a. スコープ 1 の GHG 総排出量を CO_2 換算トンで報告し、計算では i. CO_2、CH_4、N_2O、HFCs、PFCs、SF_6、NF_3 の排出量を含む; ii. 所有または管理された発生源からのバイオマスの燃焼または生分解によって生じる生物起源の非 CO_2 GHG 排出を含む; iii. GHG 除去量、GHG 取引量、回避排出量を除く; iv. 最新の IPCC 評価報告書の 100 年の時間枠に基づく地球温暖化係数 (GWP) の値を使用する; b. CO_2、CH_4、N_2O、HFCs、PFCs、SF_6、NF_3 によるスコープ 1 の GHG 総排出量の内訳をメートルトンと CO_2 換算メートルトンで示す; c. 所有または管理された発生源からのバイオマスの燃焼または生分解による生物起源 CO_2 排出量を、スコープ 1 GHG 総排出量とは別にメートルトン単位で報告する; d. 以下を含む計算の基準年を報告する。 i. それを選んだ理由; ii. スコープ 1 の GHG 総排出量と生物起源 CO_2 総排出量に分けて、基準年排出量を CO_2 換算トンで表したもの; iii. 基準年排出量の再計算のきっかけとなった排出量の著しい変化の背景; iv. 基準年排出量が再計算される場合は、以前に報告された基準年排出量; e. スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 排出量に一貫して適用されているスコープ 1 の GHG 排出量の統合アプローチ (持分比率、財務管理、または事業管理) を報告する; f. 使用された排出係数の出所を含む、使用された基準、方法論、仮定および計算ツールを報告する。	◆地球温暖化防止 ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–
102-6	スコープ 2 GHG 排出量 a. 場所ベースおよび、該当する場合は市場ベースのスコープ 2 GHG 総排出量を CO_2 換算トンで報告し、以下の計算を行う。 i. CO_2、CH_4、N_2O の排出量を含む; ii. 電気使用による生物起源の非 CO_2 GHG 排出を含む; iii. GHG 除去量、GHG 取引量、回避排出量を除く; iv. 最新の IPCC 評価報告書の 100 年の時間枠に基づく地球温暖化係数 (GWP) の値を使用する; b. CO_2 CH_4およびN_2Oによる、場所に基づくスコープ2のGHG総排出量の内訳をメートルトンおよび CO_2 換算メートルトンで示す; c. スコープ 2 の GHG 総排出量とは別に、電力使用による生物起源 CO_2 排出量をメートルトン単位で、また、該当する場合には市場ベースで報告する。 d. 以下を含む計算の基準年を報告する。 i. それを選んだ理由; ii. スコープ 2 の GHG 総排出量と生物起源 CO_2 総排出量に分けて、基準年の排出量を CO_2 換算トンで表し	◆地球温暖化防止 ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–

	たもの; iii. 基準年排出量の再計算のきっかけとなった排出量の著しい変化の背景; iv. 基準年排出量が再計算される場合は、以前に報告された基準年排出量; e. スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 排出量に一貫して適用されているスコープ 2 の GHG 排出量の統合アプローチ（持分比率、財務管理、または事業管理）を報告する; f. 使用された排出係数の出所を含む、使用された基準、方法論、仮定および計算ツールを報告する。		
102-7	スコープ 3 GHG 排出量 a. スコープ 3 の GHG 総排出量を CO_2 換算トンで報告し、以下の計算を行う。 i. スコープ 3 の各カテゴリーの GHG 排出量を含める; ii. CO_2、CH_4、N_2O、HFCs、PFCs、SF_6、NF_3 の排出量を含む; iii. 上流および下流のバリューチェーンにおけるバイオマスの燃焼または生分解による生物起源の非 CO_2 GHG 排出量を含む; iv. GHG 除去量、GHG 取引量、回避排出量を除く; v. 最新の IPCC 評価報告書の 100 年の時間枠に基づく地球温暖化係数（GWP）の値を使用する; b. 15 のスコープ 3 カテゴリーごとのスコープ 3 GHG 総排出量の内訳を二酸化炭素換算トンで示す; c. 上流および下流のバリューチェーンにおけるバイオマスの燃焼または生分解による生物起源 CO_2 排出量を、スコープ 3 の GHG 総排出量とは別にメートルトンで報告し、この総排出量の内訳をスコープ 3 の 15 のカテゴリーごとに報告する; d. 以下を含む計算の基準年を報告する。 i. それを選んだ理由; ii. スコープ 3 の GHG 総排出量と生物起源 CO_2 総排出量に分けて、基準年の排出量を CO_2 換算トンで表したもの; iii. 基準年排出量の再計算のきっかけとなった排出量の著しい変化の背景; iv. 基準年排出量が再計算される場合は、以前に報告された基準年排出量; e. スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 排出量に一貫して適用されているスコープ 3 の GHG 排出量の統合アプローチを報告する。これは、エクイティ・シェア、財務管理、運用管理のいずれであっても同じである。 f. 使用された排出係数の出所を含む、使用された基準、方法論、仮定および計算ツールを報告する。	◆地球温暖化防止 ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–
102-8	GHG 排出原単位 a. GHG 総排出量（単位:CO_2 換算トン）（分子）および当該比率を計算するために選択された組織固有の指標（分母）を含む、GHG 排出原単位比率（s）を報告する。 b. 原単位比に含まれる GHG 排出の範囲（スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 のいずれか）を報告する。	◆事業拠点における温室効果ガス（GHG）排出量の削減 ◆地球温暖化防止 ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–
102-9	バリューチェーンにおける GHG 除去 a. すべての GHG 取引から、バリューチェーン内で実施されている除去活動合計を CO_2 換算トンで報告し、この合計の内訳を種類別に報告する; b. 種類別に、リスク管理するための品質基準がどのように監視	◆事業拠点における温室効果ガス（GHG）排出量の削減 ◆地球温暖化防止	–

	されているかを説明する; c. GHG 除去の意図された使用目的を報告する; d. スコープ 1 の GHG 除去による人と環境への影響と、それを管理するために取られた措置を記述する。これには以下のものが含まれる。 i. 労働者、地域社会、先住民族; ii. 生物多様性; e. 使用した基準、方法論、仮定、計算ツールを報告する。	◆環境パフォーマンスデータ算定基準	
102-10	炭素クレジット a. 相殺された炭素クレジットの総量（メートルトン CO_2 換算）と除去・削減プロジェクト別の内訳を報告する; b. 炭素クレジットが取り消された各プロジェクトについて、以下を報告する。 i. プロジェクト名と ID; ii. プロジェクトタイプ; iii. 解約シリアル番号、解約日、ヴィンテージ; iv. ホスト国及び発行登録簿; c. 102-10-b で報告された各炭素クレジットプロジェクトについて、プロジェクトが以下の各品質基準をどのように遵守しているかを記述する。 i. 付加性; ii. 信頼できるベースライン; iii. 永続性; iv. 漏洩回避; v. 独自の発行と請求; vi. 定期的監視; vii. 独立した検証・検証; viii. GHG プログラムのガバナンス; d. 炭素クレジット解約の目的を報告する; e. 炭素クレジットを購入するプロジェクトからの人と環境への影響と、組織がそれらを継続的に監視し評価する方法を記述する。これには以下が含まれる。 i. プロジェクトの実施に際して相談を受けたステークホルダーのカテゴリー; ii. 人権の尊重; iii. 地域社会や先住民族に社会経済的利益をどのように提供するか; iv. 生物多様性がどのように保全されているか; v. トレードオフの評価方法。	-	–
GRI 103：エネルギー2025			
103-1	エネルギー政策とコミットメント a. エネルギー関連の政策とコミットメントがエネルギー消費の削減、エネルギー効率、再生可能エネルギー源への移行にどのように貢献しているかを説明する; b. そのエネルギー消費と再生可能エネルギー源への移行から生じる経済、環境、人々への影響を記述する。	◆TCFD に基づく情報開示 ◆環境目標 ◆再生可能エネルギーの利用拡大	–
103-2	組織内のエネルギー消費量と自家発電量 a. 組織内の総燃料消費量をジュール、ワット時または倍数で報告し、この総燃料消費量の内訳を次の項目別に報告する。 i. 再生可能・非再生可能エネルギー源; ii. 再生可能および非再生可能エネルギー源ごとに燃料が消費される各活動;	◆再生可能エネルギーの利用拡大 ◆マテリアルバランス ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–

	b. 組織内で購入した電気、暖房、冷房、蒸気の総消費量をジュール、ワット時、または倍数で報告し、この合計の内訳を次の項目別に報告する。 i. 再生可能・非再生可能エネルギー源; ii. 再生可能・非再生可能エネルギー源別の電力・冷暖房・蒸気消費量; c. 組織内の自家発電による再生可能エネルギーの電力、冷暖房、蒸気の総消費量をジュール、ワット時、またはその倍数で報告し、この総消費量の内訳を、各再生可能エネルギー源で消費された活動ごとの電力、冷暖房、蒸気の消費量別に報告する; d. 販売された自家発電電力、暖房、冷房、蒸気の合計をジュール、ワット時、またはその倍数で報告し、この合計の内訳を次の項目別に報告する。 i. 再生可能・非再生可能エネルギー源; ii. 再生可能・非再生可能エネルギー源ごとに販売される電気、冷暖房、蒸気; e. 購入した電気、暖房、冷房および蒸気の消費に関する情報を開示するために契約手段が使用されているかどうかを報告し、使用されている場合は、正確性と一貫性を確保するために契約手段が品質基準をどのように遵守しているかを記述する; f. 使用した換算係数の出所を含む、使用した基準、方法論、仮定および計算ツールを報告する。		
103-3	上・下流エネルギー消費量 a. 上流および下流のバリューチェーンにおける著しいエネルギー消費の合計をジュール、ワット時、またはその倍数で報告し、著しいエネルギー消費が発生する上流および下流のカテゴリーを列挙する; b. 使用した換算係数の出所を含む、使用した基準、方法論、仮定および計算ツールを報告する。	◆マテリアルバランス ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–
103-4	エネルギー原単位 a. ジュール、ワット時、または倍数（分子）で表されたエネルギー消費量と、その比率を計算するために選択された組織固有の測定基準（分母）を含む、エネルギー原単位比（s）を報告する。 b. エネルギー原単位比（s）に、組織内のエネルギー消費、上流および下流のバリューチェーン、またはその両方のエネルギー消費が含まれているかどうかを報告する; c. エネルギー原単位比（s）に含まれるエネルギー消費の種類(燃料、電気、暖房、冷房、蒸気のいずれか）を報告する。	◆事業拠点における温室効果ガス（GHG）排出量の削減 ◆マテリアルバランス ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–
103-5	エネルギー使用量の削減 a. 達成されたエネルギー消費の削減量を、ジュール、ワット時、またはその倍数で報告する。これには、それが以下に起因するかどうか、およびその理由を含む: i. 組織の省資源・効率化イニシアティブによる削減; ii. その他の要因; b. 削減に含まれるエネルギーの種類（燃料、電気、冷暖房、蒸気など）を報告する; c. エネルギー消費の削減が組織内で達成されたか、上流および下流のバリューチェーンで達成されたか、またはその両方で達成されたかを報告し、削減が達成された上流および下流のカテゴリーを列挙する; d. エネルギー消費の削減が直接測定から推定されたか、モデル	◆製品使用時の消費電力によるCO_2排出量の削減 ◆環境パフォーマンスデータ算定基準	–

	化されたか、または供給されたか、および該当する場合は使用された推定またはモデル化方法を報告する; e. 以下を含むエネルギー消費量の削減を計算するための基準年またはベースラインを報告する。 i. それを選んだ理由; ii. 基準年・ベースラインのエネルギー消費量; f. 使用した基準、方法論、仮定、計算ツールを報告する。		
GRI 201：経済パフォーマンス			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	–	–
201-3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	【参考】有価証券報告書	–
201-4	政府から受けた財務援助	–	–
GRI 202：地域経済での存在感			
202-1	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	–	–
202-2	重要事業拠点における地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	–	–
GRI 203：間接的な経済的インパクト			
203-1	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	◆SDGs への取り組み ◆コミュニティ	8, 9
203-2	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	–	–
GRI 204：調達慣行			
204-1	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	–	–
GRI 205： 腐敗防止			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	–	10
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	◆企業カルチャーの変革 ◆コンプライアンス	10
205-3	確定した腐敗事例の総数と性質、および実施した措置	◆コンプライアンス	–
GRI 206：反競争的行為			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置	–	–
GRI 207：税			
207-1	税務へのアプローチ	◆コンプライアンス	
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	◆コンプライアンス	
207-3	税務に関連するステークホルダーエンゲージメントおよび懸念への対処	◆コンプライアンス	
207-4	国別の報告	◆コンプライアンス	
GRI 301：原材料			
301-1	使用原材料の重量または体積	◆マテリアルバランス	
301-2	使用したリサイクル材料	◆マテリアルバランス	
301-3	再生利用された製品と梱包材	◆マテリアルバランス	
GRI 303：水と廃水			

303-1	共有資源としての水との相互作用	◆マテリアルバランス ◆水使用量の削減	–
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	–	–
303-3	取水	◆マテリアルバランス ◆水使用量の削減	–
303-4	排水	–	–
303-5	水消費	◆マテリアルバランス	–
GRI 306：廃棄物			
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	◆マテリアルバランス	–
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	◆廃棄物 ◆マテリアルバランス	–
306-3	発生した廃棄物	◆廃棄物	–
306-4	処分されなかった廃棄物	◆廃棄物	–
306-5	処分された廃棄物	◆廃棄物	–
GRI 307：環境コンプライアンス			
307-1	環境法規制の違反	◆環境リスクへの対応 ◆環境マネジメントシステム	–
GRI 308：サプライヤーの環境面のアセスメント			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	–	–
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	◆サプライチェーン上流における CO_2 排出量削減 ◆サプライチェーン上流における水資源保全	–
GRI 401：雇用			
401-1	従業員の新規雇用者と離職者（年齢、性別、地域による内訳）	◆社会・ガバナンスデータ ◆Social Well-being	–
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	◆Financial Wel-lbeing	–
401-3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	◆社会・ガバナンスデータ	6
GRI 402：労使関係			
402-1	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	–	–
GRI 403：労働安全衛生			
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	◆安全衛生	1
403-2	危険性（ハザード）の特定、リスク評価、事故調査	◆社会・ガバナンスデータ	–
403-3	労働衛生サービス	◆安全衛生 ◆リスクマネジメント	1
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーショ	◆安全衛生	–
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	◆安全衛生	–
403-6	労働者の健康増進	◆Health Well-being	–
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	–	–

403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	–	–
403-9	労働関連の傷害	◆安全衛生 ◆Health Well-being ◆社会・ガバナンスデータ	–
403-10	労働関連の疾病・体調不良	◆安全衛生 ◆Health Well-being ◆社会・ガバナンスデータ	–
GRI 404： 研修と教育			
404-1	従業員一人当たりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	◆Career & Growth Well-being	–
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	◆Career & Growth Well-being	6
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	–	–
GRI 405：ダイバーシティと機会均等			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	◆社会・ガバナンスデータ	1, 6
405-2	基本給と報酬総額の男女比	◆社会・ガバナンスデータ	–
GRI 406：非差別			
406-1	差別事例の総件数と実施した是正措置	–	–
GRI 407：結社の自由と団体交渉			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	◆サプライチェーン ◆コンプライアンス	–
GRI 408：児童労働			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	◆サプライチェーン ◆コンプライアンス	–
GRI 409：強制労働			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	◆サプライチェーン ◆コンプライアンス	–
GRI 410：保安慣行			
410-1	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	–	–
GRI 411：先住民族の権利			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	–	–
GRI 412：人権アセスメント			
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした業務	◆人権	–
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修行った総時間 （研修を受けた従業員の比率を含む）	◆企業カルチャーの変革 ◆人権	1
412-3	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	–	–
GRI 413：地域コミュニティ			
413-1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	–	8

413-2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	–	7, 8
GRI 414：サプライヤーの社会面のアセスメント			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤーの比率	◆サプライチェーン	–
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	–	–
GRI 415：公共政策			
415-1	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	◆社会・ガバナンスデータ	–
GRI 416：顧客の安全衛生			
416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	◆サプライチェーン	9
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	–	–
GRI 417：マーケティングとラベリング			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	–	–
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例		–
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	◆お客様とともに	–
GRI 418：顧客プライバシー			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	◆情報セキュリティ	–
GRI 419：社会経済面のコンプライアンス			
419-1	社会経済分野の法規制違反	◆コンプライアンス	–